運営規定

松永醫院通所リハビリテーションセンター

事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「優和会」の開設する松永醫院通所リハビリテーションセンター(以下、「事業所」という。)が介護保険法に基づく介護保険施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)の規定によるもののほか、運営に関する規定を定め、事業の適正運営を図るものとする。

(運営の目的)

松永醫院通所リハビリテーションセンターにおいて実施する指定通所リハビリテーション 〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介 護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切 な指定リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的と する。

(運営方針)

第2条 指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の機能回復を図るもとのとする。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要支援の利用者が可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は利用者の要介護の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従 業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所リハビリテーション [指定予防通所リハビリテーション] の提供にあたっては、 介護保険法第118条の2第1項に指定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、

適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定通所リハビリテーション [指定予防通所リハビリテーション] の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。

(事業の運営)

第3条 指定通所リハビリテーション [指定通所リハビリテーション] の提供にあたっては、 事業所の従業者によってのみ行うものとし、第3者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名称 松永醫院通所リハビリテーションセンター
 - (2) 千葉県南房総市千倉町平舘764-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

NO OK TANAMENT OF THE PROPERTY				
	通所リハビリテーショ			
職種	ン及び介護予防通所リ		職務	備考
	ハビリテーション			
	常勤	非常勤		
管理者			施設、職員及び業務の	医師兼務
(施設長)	1名		管理	
医師	(1名以上)		利用者の健康管理	診療所と兼務
介護職員	2名以上		利用者の介護	
理学療法士			利用者のリハビリテー	
作業療法士	1名以上		ション業務	
言語聴覚士				

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

	職員勤務時間 午前8時00分~午後5時00分
	利用時間 午前8時50分~11時10分
毎週 月曜日から土曜日	午後12時時50分~16時10分
(日曜・祝日はお休みです)	送迎時間 迎え午前8時30分前後
(土曜日は午前のみ)	午後12時30分前後
	送り午前11時10分~
	午後16時10分~(概ねの時間です)

(指定通所リハビリテーション [予防通所リハビリテーション] の利用定員) 第7条 事業所の利用定員は下記のとおりとする。 (指定通所リハビリテーション〔予防通所リハビリテーション〕の内容)

- 第8条 第指定通所リハビリテーション〔予防通所リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。
 - ①施設サービス計画の立案
 - ※それぞれの職務間の協議によって施設サービス計画を作成し、ケアプランに基づいてサービスを提供しています。その際ご本人様・ご家族様の希望を受け入れ作成した計画の内容について同意をいただきます。
 - ②医学的管理·看護
 - ※緊急時の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
 - ③介 護
 - ④各種機能訓練(個別リハビリテーション、集団リハビリテーション、生活リハビリテーション)
 - ⑤レクリエーション(グループ活動等)
 - ⑥生活相談
 - ⑦送迎(対象地域は南房総市内です。)

(なお、南房総市千倉町地区が主な対象地域ですが、それ以外の地域はご相談ください)

⑨その他

※上記のサービスの中には、基本料金とは別に料金が発生する場合もありますので詳細につきましてはご相談下さい。

事業所は事業所の医師の診断に基づき、医師の診療内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画書(介護予防通所リハビリテーション計画書)を作製するとともに、通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

(指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の利用料等)

第9条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額に支払いを受けるものとする。

なお法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- 3 前2項のほか、利用者が負担することが適切と認められる費用は別表のとおりとする
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用につい

て事前に文章で説明した上で、支払の同意を得る旨の文章に署名 (記入押印) を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、館山市、南房総市(旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町)の 区域とする。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供にする水について、 衛生的は管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療用具の管理を 適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所において感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
 - (3) 事業所において、従業者に対して感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所リハビリテーション〔指定予防通所リハビリテーション〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 事業所は指定リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供 を行っている時に利用者に病状の急変、その他急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡 する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る 居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は前項の事項の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は利用者に対する指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防災管理者または火気・消防等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その

他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に 努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の 提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講 ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文章その他の物件の提出若しく は提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険体連合会の調査に協力するとともに、国民 健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ① 当施設は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ② 事業者及び事業者の使用する者(以下従業者という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません
 - ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
 - (2)個人情報の保護について
 - ① 事業者は利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者の漏洩を防止するものとします。
 - ② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に装置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現 に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを 市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

- 第18条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制を早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更を行 うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 事業所は全ての通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援相談員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。または、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2回
- 2 事業所は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の 提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定通所リハビリテーション [指定介護予防通所リハビリテーション] に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。また、サ

- ービス締結した日から2年間保管するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「優和会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規定は、平成21年10月1日から施行する。
- この規定は、令和4年10月15日から施行する。